審議 シャルスピンオフの会計処 ―ASBJ、企業結合専門委

門委員会を開催した。 委員会は第102回企業結合専 去る4月13日、企業会計基準

について審議された。 シャルスピンオフの会計処理 て新規テーマとされた「パー 情報ダイジェスト参照)におい 3年4月10日号 (№1674) 第498回親委員会(202

基準開発の範囲

するように基準開発を進めるこ して取り扱い、これらに対応 うことを提案した。 のニーズが高まった段階で検討 により、関係者からの基準開発 は今後対象取引が増加するなど と、その場合は、その他の論点 の①、②を優先すべき論点と と、今回の基準開発において次 なものであることを勘案する オフに係る改正税制が時限的 し、必要に応じて基準開発を行 事務局は、パーシャルスピン

1 型)において、スピンオフ実 の持分を残す株式分配(按分 施会社は配当財産の適正な帳 スピンオフ実施会社に一部

簿価額をもって資本を減額す

- る差額を損益に計上すべきか 会社は連結上、按分変動によ 喪失した場合、スピンオフ実施
- 3 施会社の株主への次の論点を の他有価証券)、スピンオフ実 る場合(関連会社株式からそ の子会社や関連会社以外とな がスピンオフ実施会社の株主 により、スピンオフ対象会社 会社とする株式分配(按分型) 関連会社をスピンオフ実施
- 個別財務諸表上、スピンオフ 連結財務諸表上、持分変動に 定し、損益を計上すべきか 対象会社の株式を時価で測 きか、利益剰余金の増減と よる差額を損益に計上すべ
- 4 中間型分割 (按分型) の取

利益剰余金の増減とすべきか 子会社株式を分配し支配を

どう考えるか

すべきか

分型)と同等の取扱いとすべ 部の持分を残す株式分配(按 場合、株式分配実施会社に一 扱いを定めるべきか、定める

きか

③を差し置いた基準化に懸念が にし、範囲を絞るべき」、「論点 を置いて開発するかわかるよう ある」等の意見が聞かれた。 専門委員からは「どこに重き

務諸表上の会計処理 スピンオフ実施会社の個別財

事務局提案は次のとおり。

対象範囲

(2) めを設けるか否かの検討を行う。 部留保の株式分配(按分型)を 否かに着目し、株式分配後に子 独立させる組織再編を行ったか 対象とし、全部配当の株式分配 会社に対する支配を喪失する一 (按分型)と同様の例外的な定 株式分配実施会社から事業を 会計処理

針」10項②を次のとおりに改正 少等に関する会計基準の適用指 もってその他資本剰余金または 当の株式分配(按分型)の場合 支配を喪失する一部留保の株式 配当財産の適正な帳簿価額を と同様に、株式分配実施会社は 分配(按分型)の場合、 その他利益剰余金を減額する。 「自己株式及び準備金の額の減 仮に前記の取扱いとする場 株式分配後に子会社に対する 企業会計基準適用指針2号 全部配

する。

社に対する支配を喪失する場合 を株式数に応じて比例的に配当 (按分型の配当) するし当該子会 保有する子会社株式のすべて

な意見が聞かれた。

さまざま

るが、すべての現物配当にいえ てしまうのでは」等、 ての株主にとっての投資の継 案に至る理由として、総体とし 続・清算の観点が挙げられてい

計

議論大詰め 電子決済手段」 ASBJ, 実務対応専門委 関連公開草案、

去る4月24日、企業会計基準

門委員会を開催した。 取扱いについて審議された。 の発行・保有等に係る会計上の 金決済法上の「電子決済手段」 ジェスト参照)に引き続き、資 1日号(№1676)情報ダイ 委員会は第158回実務対応専 第157回 (2023年5月

実務対応報告公開草案の文案

提示された。 親委員会での審議内容を踏ま 前回までの審議と第499回 修正等が加えられた文案が

に定める会計方針の変更に関す 度遡及会計基準」という)6項 関する会計基準」(以下、「過年 会計上の変更及び誤謬の訂正に 計基準24号「会計方針の開示 公表日に適用する場合、企業会 たとえば、本実務対応報告を

> 定めないといった表現はどうか」 が実務上不可能な場合であって な会計方針を遡及適用すること る原則的な取扱いに従い、新た 年度遡及会計基準に沿う形で修 との意見が聞かれ、事務局は「過 いようにみえる。経過的措置を も、原則的な取扱いしか使えな になるとする案が示された。 専門委員からは、「遡及適用

文を考えたい」と回答した。

がなされた。 び公開草案の概要の文案の検討 その他、 コメントの募集およ

今後の審議予定

たい旨が、事務局より示された。 回目の親委員会にて公表議決し を踏まえ、早ければ5月の第2 今後、親委員会での審議内容

専門委員からは、「事務局提

金

融

景気の慎重な見方を示すベージュ

少していることが報告されてお 事会(FRB)により発表され り、不動産市場全体が若干低迷 よびリース活動が横ばいから減 産市場は、販売、新築活動 ある。住宅および非住宅用不動 欲に影響を与えている可能性が 減少しており、消費者の支出意 昇が続くなかで横ばいから若干 みられた。消費支出は、物価上 景気の弱さを示唆するデータが なかったものの、総じてやや 週間で経済活動の大きな変化は ジュブック)によると、過去数 た米地区連銀経済報告 していることがわかる。 4月19日、米連邦準備制度理

不透明感が影響しているよう 銀行(SVB)などの破綻後の がみられる。米シリコンバレー が厳しくなったと報告した地区 需要が減少しており、与信基準 る可能性がある。 の企業活動や消費に影響を与え への懸念の高まりを示し、 だ。これは、不確実性や流動性 さらに銀行の貸出量とローン

る。 択肢になるだろう。 こうした経済活動の横ばいなど 開市場委員会(FOMC)では、 るか、政策変更を見送るかの選 にしても前回同様の上げ幅にす したが、追加利上げを実施する 25%ポイントの利上げを決定 ける要因になることは確かであ が、追加利上げにブレーキをか 前回3月のFOMCで0

要な指標だ。これらの指標が想 同様にインフレの行方を占う重 半期雇用コスト指数も賃金イン 討する必要がある。 Cは金融政策の調整を慎重に検 定外の結果を示す場合、FOM 昇と低下傾向にあり、個人消費 結果では、1・2%、1・0%上 で注目される。前々回、前回の フレの懸念を払しょくするうえ 標だ。同時発表の1―3月期四 E)デフレーターは注目経済指 の3月の個人消費支出(PC その点からも、4月28日発表

のとれた金融政策が望まれる。 要だ。労働市場等を鑑み、 景気回復力の弱い状況 FRBの繊細な舵取りが必 均衡 から

次回5月2日、

3日の連邦公

株式会社による会社運営①

市川

育義

明したので、今回からは投資対象 て特徴的な点を説明する。 となる株式会社の会社運営につい 関係者の基本的な役割について説 前号まで6回にわたり資本市場

会社形態の種類

の会社は、持分会社と総称されて いる (会社法55①)。 なる。このうち、株式会社以外 ずれかの形態によることが必要と 社、合資会社または合同会社のい 定めに従い、株式会社、合名会 社形態で運営するには、会社法の わが国において、ある事業を会

分離しているかどうかという点に かどうか、すなわち所有と経営が れは、出資者が業務執行を行う 違する点があることによるが、そ の3社と株式会社とは決定的に相 会社、合資会社および合同会社 これは、持分会社に属する合名

くことができる。

締役)が株式会社で、所有と経 営が分離している形態(株主≠取 いうが、基本的には、 といい、持分会社では〝社員〟と 整理されることになる。 業務執行社員) が持分会社として 宮が分離していない形態 出資者を株式会社では、株主 所有と経 (社員=

同会社」は、2006年の会社法 なお、持分会社とされる「合

> ため、設立する会社は近年増加 であるが、設立費用が安く、経 る。依然として知名度は低いよう て新たに誕生した会社形態であ 施行により「有限会社」に代わっ 営の自由度も高く、決算公告や 会計監査人監査は不要などである

理として会社内に設置し、場合に

(取締役会等)を投資家の代

よっては経営者の暴走を止めるこ

できる。また、経営者としても、 を受けることで事業拡大の道を拓 道のプロに経営を任せることによ 事業を立ち上げることなく、その 傾向にある。 資本提供者から多額の資金供給 れば、資本提供者(株主)は自ら 2 り、より多くの利益を得ることが 所有と経営が分離することにな 株式会社の特徴

つかある。 る場合において、重要な点がいく しかし、所有と経営が分離す

の利益を損なうことにもなる。 で資本の返済を求められれば、成 である。事業が成長している段階 できるよう、資本提供者(株主) 長のブレーキとなり、他の出資者 への資本の返済義務をなくすこと 2つ目はガバナンス体制の構築 1つ目は、経営者が経営に集中

任せというわけにはいかない。投 解放するからといって、すべてお である。 経営者を返済義務から

が活躍しているのかを監視・監督 らず、自身の思いどおりに経営者 営方針、戦略等)を見極め、 営者が策定した資本の使い道 資家としては、議決権行使のみな の進捗状況の監視・監督を行う機 とすることによる。たとえば、 するガバナンス体制の構築を必要

経

資家の損失負担の限度額を明確に が負担すべき損失部分は出資額 の構築に向けた運用にある。 受任者である経営者との信頼関係 要なのは、委任者である投資家と とも想定しなければならない。 することで、投資家のリスクヘッ (有限責任) である。これは、 までと限定できるようにすること 3つ目は、資本提供者 (株主) 投

のであり、近年の資産流動化など のビジネスの発展にもつながって 能な金融商品として再生させるも ジに資するものである。 いるものと考えられる。 る。これは、株式会社に対する を認めること(譲渡可能性)であ するため、 第三者に譲渡すること 務のない株式の換金可能性を確保 持分請求権を他の第三者に譲渡可 そして最後の4つ目は、返済義

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日 付	法 規 等	出所	備考	掲載号
2023年 4月17日	新任監査等委員ガイド(第2版)	監査役 協会	2015年施行の会社法改正による監査等委員会設置会社の創設を受け、新任の監査等委員を対象とした実務におけるガイドの改訂版。2018年の初版発行後の会社法改正や改訂版コーポレートガバナンス・コードの適用開始、監査等委員会監査等基準等の改定等を反映したもの。https://www.kansa.or.jp/news/post-6730/	_
2023年 4月21日	財務報告内部統制監査基準報告 書 1 号「財務報告に係る内部統制の監査」の改正(公開草案)	JICPA	4月7日に企業会計審議会が公表した内部統制基準・内部統制実施基準の改訂を受けて、所要の改正を行うもの。コメント期限は6月23日まで。https://jicpa.or.jp/specialized_field/20230421eed.html	_

策修正はまずないだろう。 28日だが、 縮減を仄めかすようになってき の金融政策決定は4月27日、 植田日銀総裁の主催する最 株式市場を驚かす政

も金利引上げ幅、

の引上げを順次、

強化してきた

米連邦準備制度理事会(FRB) 引上げ回数の が求められている。 ち直らせるなどの株高持続支援 費増加につなげ、 相を示したが、 外国人や国内旅行者の急増を消 るとは思われない。 日本株価は4月に独歩高の 状況が長続きす 企業収益を立 最近の訪日

年来、 先の政策課題として、 ピークアウト感が出始めた。 市場の心配の種であったが、 **、頃から世界的なインフレに** 政策スタンスの堅持は、 インフレ封じ込めを最優 政策金利 株式 昨 3

ろう。 上げ計画の修正が基本条件であ レ率の大幅な低下、 FRBの利

背中を強く押したようだ。 評価する発言も日本の投資家の フェット氏の来日時の日本株を 世界の潮流とかけ離れた日銀 アメリカの著名投資家バ

警戒を緩めていない。3月に表 価が横ばい状態を脱し、 との不安は消えていない。 破綻の広がりは止まったようだ 道へ復帰するためには、 が、今後どう問題が噴き出すか 面化した銀行危機は現在、 インフ 経営

策姿勢表明が市場に与えた安心 明るくなったのは確かだ。 新したことで、市場の雰囲気が を記録した。 目立った。 植田日銀新総裁着任と金融政 熱狂とは程遠いものだった 平均株価が年初来高値を更 日経平均は8日連騰 出来高の水準は低 では、 欧州等の株価も米市場に追 価がそうだったため、アジア、 んどの国の株価が一進一退、

ギー価格の動向など油断ならな い要素があるとして、 レのピークアウトを認めつつ 米市場では、FRBがインフ 大幅賃上げ、石油・エネル 横ばいで推移した様子だ。 物価

感がいかに大きかったかを物語

契約における重要な金融要素

い状態であった。中心の米株

日本株価が連騰中、

ほと 市

横

日本株価の上昇が の 独歩高は続 方、 日本以外の主要国 か な い

月中旬、

経理用語の豆知識

グループ通算制度を新たに適用する場合には、グルー プ通算制度の適用の承認があった日または承認があった ものとみなされた日の前日を含む連結会計年度および事 業年度の連結財務諸表および個別財務諸表から、翌年度 よりグループ通算制度を適用するものとして、税効果を適 用する。ただし、適用の承認を受けていない場合であって も、翌年度よりグループ通算制度を適用することが明らか な場合であって、かつ、グループ通算制度に基づく税効果 会計の会計処理が合理的に行われると認められる場合に は、これらを満たした時点を含む連結会計年度および事 業年度の連結財務諸表および個別財務諸表から、翌年度 よりグループ通算制度を適用するものと仮定して税効果 会計を適用することができる。

グループ通算制度適用時の取扱い

グループ通算制度においては、適用の承認手続が連結 納税制度から原則として変更されておらず、連結納税制度 における取扱いを踏襲している。

契約の当事者が明示的または黙示的に合意した支払時 期により、財またはサービスの顧客への移転に係る信用 供与についての重要な便益が顧客または企業に提供され る場合には、顧客との契約は重要な金融要素を含むもの とするとされている。

金融要素が契約に含まれるかどうかおよび金融要素が 契約によって重要であるかどうかを判断するにあたって は、①約束した対価の額と財またはサービスの現金販売 価格との差額、②約束した財またはサービスを顧客に移 転する時点と顧客が支払う時点との間の予想される期間 の長さおよび関連する市場金利の金融要素に対する影 響、を含む関連するすべての事実および状況を考慮するこ ととされている。

顧客との契約に重要な金融要素が含まれる場合、取引 価格の算定にあたっては、約束した対価の額に含まれる 金利相当分の影響を調整する。収益は、顧客が支払うと見 込まれる現金販売価格を反映する金額で認識する。

|本株価

証

券